

わたしは消費者

No.158
令和元年 12月1日発行

東京都消費生活総合センター 〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 ☎03-3235-1157

わたしは消費者 検索



トピック シックハウス症候群

▶ 最近のシックハウス症候群の問題 p.1~3

1. シックハウス症候群とは 2. シックハウス症候群に関する規制 3. 被害事例 4. さいごに

▶ Web版消費者教育読本「もしも未来が見えたなら～いつかクレジットカードを使う日に～」を使用した公開モデル授業を実施しました p.4~5

1. 公開モデル授業 開催概要 2. 公開モデル授業 開催スケジュール
3. 授業の様子をご紹介します 4. 使用教材へのアクセス方法

▶ 令和元年度 「教員のための消費者教育講座」実施報告 p.6~7

▶ 注意喚起情報 ご存知ですか? 「チケット不正転売禁止法」 p.8



最近のシックハウス症候群の問題

日比谷ともに法律事務所 弁護士 白石 桂

1. シックハウス症候群とは

近年、住宅や職場や学校等の建物の高気密化が進むに従って、建材、壁紙や塗料等の内装材、家具などから発生する化学物質等による室内空気汚染により、そこで生活・活動する方々が健康障害を訴える事例が多数報告されています。具体的な症状としては、目・鼻・口・喉等の乾燥、刺激感、涙目、鼻水、せき等の粘膜症状のほか、めまい、吐き気、嘔吐、頭痛、疲れやすい、皮膚の紅斑・じんましん・湿疹・かさつき等の全身症状があるとされていますが、一様ではなく、人によってさまざまであること、症状発生の仕組みをはじめ未解明の部分も多く、さまざまな複合的な要因が考えられることから、「シックハウス症候群」と呼ばれています。わが国では、1990年代から問題となりました。国民生活センターが平成10年に発表した報告書によると、シック

ハウス症候群とみられる症状に関する相談件数及び危害発生件数は、平成6年度以降急増しています。

欧米ではシックビル症候群と呼ばれており、1980年代から問題となりました。シックハウス症候群はシックビル症候群から転じた和製英語です。

前述のとおり症状発生の仕組みは十分に解明されていませんが、問題のある室内環境から離れると症状が軽くなったり、消えたりします。原因としては、化学物質だけではなく、カビやダニなども指摘されていますが、本稿においては、主に化学物質によるものについて述べます。化学物質による場合を狭義のシックハウス症候群ということもあります。

なお、シックハウス症候群と似た健康障害に化学物質過敏症と呼ばれるものがあります。これは、多量または長期間化学物質にさらされた人が、後に、一般人に有害と言われているよりはるかに低濃度の化学物質に対しても体が過敏に反応して、多様な

健康障害が出現するようになる状態をいいます。特定の化学物質に過敏になった人が、それ以外の化学物質に対しても過敏になり、次第に過敏症を引き起こす化学物質の種類が増え、症状も重くなることも多々あります。シックハウス症候群を契機として化学物質過敏症を発症する人もいます。

2. シックハウス症候群に関する規制

わが国では、各省庁において、平成12年からシックハウス対策が検討され、厚生労働省は平成14年までに、原因となりうる揮発性有機化合物 (Volatile Organic Compounds:VOC) のうち生体への影響が大きいものとして知見の多い13物質について、下記の表のように室内濃度指針値を定めました。

厚生労働省で室内濃度指針値を定めた13物質及び住宅性能表示制度における測定対象物質

揮発性有機化合物 (VOC)	室内濃度指針値	測定対象物質
①ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08ppm)	○
②アセトアルデヒド	48 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.03ppm)	○ (※2)
③トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppm)	○
④キシレン (※1)	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm)	○
⑤エチルベンゼン	3800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.88ppm)	○
⑥スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm)	○
⑦パラジクロロベンゼン	240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04ppm)	
⑧テトラデカン	330 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04ppm)	
⑨クロルピリホス	1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppb) 小児の場合 0.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.007ppb)	
⑩フェノカルブ	33 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (3.8ppb)	
⑪ダイアジノン	0.29 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.02ppb)	
⑫フタル酸ジ-n-ブチル (※1)	17 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (1.5ppb)	
⑬フタル酸ジ-2-エチル ヘキシル (※1)	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (6.3ppb)	

(※1) 13物質のうち規制を強化した物質で、平成31年1月17日から施行しています。

(※2) 平成15年に改正した建築基準法に基づき、測定対象物質に追加されました。

これらの個別VOC指針値はリスク評価に基づいた健康指針値であり、その濃度以下であれば通常の場合そのVOCは健康への悪影響は起さないと推定された値です。しかし、その濃度以下であればその空気質が快適で安全ということではありません。実際には多数のVOCが存在することから、他

のVOCについても順次健康指針値を決めていかなければならないと考えられます。それには多大な時間を要しますし、その間に指針値を決めていない有害物質による汚染の進行を防ぐ必要があることから、VOC全体としての空気中濃度の目安を示して、個別VOC指針値を補足することが重要です。そこで、上記13物質の個々の指針値とは別に、室内空気中の総揮発性有機化合物 (Total Volatile Organic Compounds:TVOC) の暫定目標値 (400 $\mu\text{g}/\text{m}^3$) も設定しました (TVOCには上記13物質も含まれます)。

いずれも揮発性有機化合物に限ったのは、居住環境において気体であるため、固体や液体と異なり、口に入れたり触れたりといった意図的な行為がなくても生体に作用してしまうものだからです。数値は確定的なものではなく、適宜見直すこととされ、平成31年1月、キシレン (④※左記表中の番号を示しています。以下同じ。)、フタル酸ジ-n-ブチル (⑫)、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル (⑬) の3物質について、より厳しいものに改められました。

国土交通省もシックハウス対策のための規制を導入し、平成15年7月に改正された建築基準法が施行されました。同法の改正内容は次の3点です。⑦全ての建物の居室におけるホルムアルデヒドの使用が制限されました。④有機リン系のシロアリ駆除剤であるクロルピリホスの使用が禁止されました。⑤換気設備を設置することや天井裏などから居室へのホルムアルデヒドの流入防止措置をとることが義務づけられました。また、住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成12年4月1日施行) に基づいて運用が開始された住宅性能表示制度においては、当初、ホルムアルデヒド (①)、トルエン (③)、キシレン (④)、エチルベンゼン (⑤)、スチレン (⑥) の5物質について実測による評価方法基準を定めていましたが、建築基準法の改正を受けて、測定対象物質にアセトアルデヒド (②) が追加されました。

シックハウス症候群は、当然学校でも問題となりますので、文部科学省も対策を講じており、実態調査、専門家による研究会の開催、「学校環境衛生の基準」の改訂等を行っています。また、各都道府県の教育委員会でも対策を検討し、手引きを公表するなどしています。

その他に、農林水産省、経済産業省でもさまざまな規制措置を定めています。

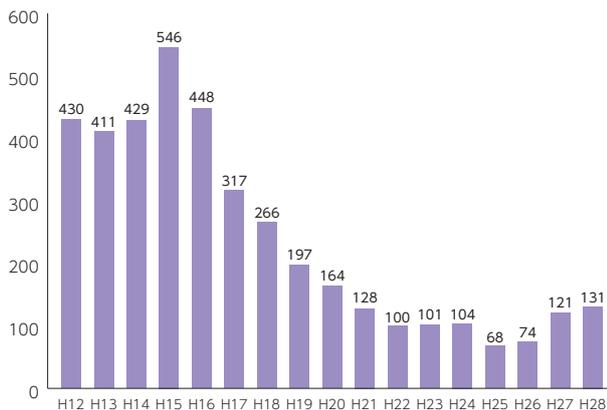
3. 被害事例

(1) シックハウスに関する相談件数や被害の報告

平成15年の改正建築基準法の施行により、ホルムアルデヒドによる被害は大幅に減少しました。しかし、決してシックハウス症候群の問題がなくなったわけではなく、今でも被害は発生し続けています。

下記の表を見ると、平成21年以降は減ったり、増えたりといった状態が続いていることがわかります。

公益財団法人 住宅リフォーム・住宅紛争支援センターに寄せられたシックハウスに関する相談件数



出典：公益財団法人 住宅リフォーム・住宅紛争支援センター「住宅相談統計年報2017 資料」

また、建物だけでなく、カラーボックスやベッドやソファなど家具からの化学物質の放散による被害も関係省庁等に多数報告されています。

(2) 公共の建物における被害事例

公共の建物でも被害が発生しています。国立保健医療科学院の報告書によれば、平成19年1月に北海道の小学校の新築校舎で当該小学校の全児童17名中10名、及び教職員9名中3名がシックハウス症候群に似た症状を訴えたため、対策が講じられたということです。新聞等で報道されたものでも、大阪の大学における平成20年に完成した研究棟、平成22年7月に新築された衆参両院の議員会館、同年に大規模改修工事が行われた岩手県の小学校校舎などで被害が発生しています。

これらの被害で特徴的なのは、原因として疑われた化学物質が、指針値の定められたもの以外のものであったことです。北海道の小学校において高濃度で検出されたのは、1-メチル-2-ピロリドン及びテキサノールという化学物質でした。衆参両院議員会館では、TVOCが基準値である $400\mu\text{g}/\text{m}^3$ を大きく超

えた $902\sim 2452\mu\text{g}/\text{m}^3$ でしたが、測定対象物質5物質については、指針値を大幅に下回っていました。大阪の大学や岩手県の小学校でも測定対象物質の濃度は指針値以下でした。

近時の裁判例としては、東京高裁平成24年10月18日判決があります。これは、ある大学の研究センターの仮設棟で勤務していた助手が、この建物の室内環境が原因でシックハウスまたは化学物質過敏症に罹患したとして、損害賠償等の請求をしたものです。第一審では、特定の高濃度の物質が検出されなかったこと等を理由に、この建物が原因であることが認められませんでした。控訴審である東京高裁では、他の教職員や学生も仮設棟への移転直後から体調不良を訴えていたこと、TVOCの値が大幅に基準値を超えていたこと等から、建物が原因であるとして、大学の安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求が認められました。

4. さいごに

化学物質は、建材や内装材だけでなく、家具、家庭用品、文具、事務用品、書籍、書類などあらゆるものに含まれています。私たちの生活は、化学物質に依存しており、その傾向はますます高まっていくと解されます。

学校における日常の対策としては、まずは、児童生徒の健康管理が重要です。シックハウス症候群の症状は、他の疾病等でもみられる一般的な症状として現れますので、看過してしまう恐れがあります。生徒が容易に先生方に体調の変化を相談できる環境を作ることも大切です。また、教室等における換気を徹底すること、授業で用いる接着剤、塗料、実験用薬品などの管理を徹底することも大切です。さらに、定期的に室内環境の測定をすること、施設の改築や改修、新たな備品を購入した際には、特に注意をする必要があります。臨時で測定をすることも重要です。

これらの注意事項や対策については、東京都教育委員会が発行している「都立学校における室内化学物質対策の手引〈第2改訂版〉」にも詳しく記載されていますので、ぜひ参照してください。

重大な被害が発生することを防止するためには、シックハウス症候群に対する理解を深め、早めに対策をとることが重要です。

Web版消費者教育読本 「もしも未来が見えたなら～いつかクレジットカードを使う日に～」を 使用した公開モデル授業を実施しました

東京都消費生活総合センター
活動推進課

東京都消費生活総合センターでは、中央大学杉並高等学校の協力の下、「もしも未来が見えたなら～いつかクレジットカードを使う日に～」を使用した公開モデル授業を実施しました。本教材は、平成30年度に改訂し「成年年齢引下げを踏まえた消費者教育」の内容を加えたものです。

1. 公開モデル授業 開催概要

開催日	2019年6月25日(火)
開催場所	中央大学杉並高等学校 教室、多目的ルーム
授業者	金清順子講師、須藤千咲講師
外部講師	平澤慎一弁護士、工藤寛泰弁護士
授業科目	家庭基礎(高校2年生への講義)
使用教材	改訂版 Web版消費者教育読本 「もしも未来が見えたなら～いつかクレジットカードを使う日に～」 番外編、ステージ1

2. 公開モデル授業 開催スケジュール

	時間	テーマ	講師
1	3時間目	契約と契約トラブル	金清講師
	4時間目	消費者をめぐる問題	
2	5時間目	契約と契約トラブル	金清講師
	6時間目	民法と消費者法	平澤弁護士 工藤弁護士
3	5時間目	キャッシュレス化による金銭管理	須藤講師
	6時間目	クレジットカードと契約	
	放課後	意見交換会	
参加者：高等学校教員、消費者行政関係者、教育関係者、消費者啓発員等37名			

※3.4時間目は1クラス、5.6時間目は2クラスで公開授業を実施(1クラスにつき2時間授業)

3. 授業の様子をご紹介します

①「契約と契約トラブル」 金清講師

Web版読本番外編「18歳は大人? 大人になるってどんなこと?」を使った授業です。

「大人になると何ができる?」を班で話し合うワークから、授業は始まりました。次に本教材のクイズに挑戦し、「大人になると、親の承諾なしに様々な契約ができ、高額な買い物でもできるようになる」、「契約とは法的な拘束力が発生する約束事で、私たちは日々契約をして生活している」ことなどを理解しました。「購入したスニーカーを返品できるか」という高校生にもありがちな事例から「一度成立した契約はどちらか一方の都合で解約できない」ことや、「十分考えてから契約する重要性」を学びました。



②「消費者をめぐる問題」 金清講師

「インターネットショッピング」、「キャッチセールス」の2事例を比較して、契約をやめることができる場合はどういう場合か考えました。班ごとに寸劇台本を使い、ロールプレイを行いました。生徒たちはそれぞれの役になり切り、楽しみながら取り組んでいました。



③「キャッシュレス化による金銭管理」 須藤講師

クレジットカードや電子マネーの普及などキャッシュレス化は、高校生の生活にも大きく影響しています。情報が氾濫する中、どのように情報を整理し意思決定するかを「アクティブ・ラーニング」の手法を用いて、学習しました。

まず、班ごとに自分や家族が持っている「お金の代わりをするカード」を出し合います。カードに関する自分たちの知識、経験を基に話し合い、現金と比較したメリット、デメリットを発表しました。次に「お金の代わりをするカード」を「前払い、即時払い、後払い」に仕分け、それぞれのカードの違いと特徴を学びました。



④「クレジットカードと契約」 須藤講師

Web版読本ステージ1「クレジットカードを作ってみよう」を使った授業です。生徒たちは未来の主人公ワタルの気持ちになって、「クレジットカードを作る」疑似体験をしました。

生徒は、ワークシートに必要な語句を埋めたり、「会員規約クイズ」に挑戦したりしながら、契約内容をよく理解してから慎重に申し込むことが大切であることを学びました。

⑤ 弁護士の講義 「消費者をめぐる問題」

平澤弁護士、工藤弁護士を講師に迎え、特別授業を行いました。

講師は、「民法は『私的自治の原則』の考え方が大前提で、契約は当事者の合意によって成立し、一度成立した契約の拘束力からは簡単に逃れることはできない」ことを強調しました。

「では、どんな場合でも、契約の拘束力から逃れられないのか」と、生徒に問いかけ、以下の事例を基に検討しました。

事例

大学1年生Aは事業者から「オーディション合格」と言われて事務所に行った。すると、「役者になるためにはレッスン契約が必要」と何時間も説得され、結局30万円の契約書にサインしてしまった。

事例の検討を通じて、生徒は、不当な勧誘によって契約をした場合の取消権やクーリング・オフなど消費者を保護する制度があることを学びました。



【生徒の感想】

- 普段何気なくしている買い物も立派な契約で法的な拘束力が生じるので、少し考えてから買う癖を付けようと思った。
- 法律は堅いイメージがあったが、自分の日常に置き換えると自分の身を守ることができる役立つものだった。

4. 使用教材へのアクセス方法

- ①「東京くらしWEB」と入力し、トップページ右側のバナー



- ②「ネットで学ぶ消費者教育読本」をクリックする。
- ③消費者教育読本Web版「使用教材が決まっている(対象別一覧)」をクリックする。
- ④対象別一覧からバナーをクリックする。



令和元年度「教員のための消費者教育講座」実施報告

東京都消費生活総合センター 活動推進課

東京都消費生活総合センターでは、毎年度、小・中・高等学校、特別支援学校の教職員を対象とした「教員のための消費者教育講座」を開催しています。今年度も7月22日から8月22日の間、16テーマ・全32回(飯田橋・立川・相模原会場)の講座を開催しました。

毎年好評の衣・食・住の講座に加え、民法の成年年齢引下げや、アクティブラーニング型教材を使用したワークショップ等のバラエティに富んだ講座を実施し、延べ1,187名の先生方に参加して頂きました。

講義内容の一部をご紹介します

◆18歳成人時代における消費者教育の実践



講師

弁護士 平澤 慎一氏
都立国際高校 主任教諭 宮崎 三喜男氏
都立蒲田高校 主任教諭 浅川 貴広氏

白熱したディスカッションの様子

前半は、公民科の宮崎・浅川講師が、限られた授業時間で効果的な学習を図るためのヒントとして、他教科と連携した授業実践事例を紹介しました。続いて平澤弁護士が、民法の成年年齢引下げを踏まえ、「今後、学校現場でどのような課題があるか」を解説しました。後半のワークショップは、「学校で実践する場合の課題と解決策は何か」、「今後、どんな授業をしたいか」をグループごとに話し合いました。2022年の4月に施行される「18歳成人」への対応に戸惑いながらも、積極的なディスカッションを行い、今後の授業に生かそうとする参加者の様子が伺えました。

【受講者の感想より】

- 実際の現場で活躍されている先生の取り組みを具体的に教えて頂き、とても良かったです。
- 公民科と家庭科の教科の連携について、他校の先生方と意見交換ができました。新たな視点を得たり、参考になる事例を知ったりと有益な時間でした。

- 消費者教育の重要性を改めて再認識することができました。今後は授業を見直し、印象に残る内容を作りたいです。

◆色覚の多様性への理解を深め、暮らしやすい社会の実現へ



講師

NPO法人
カラーユニバーサルデザイン機構
副理事長
岡部 正隆氏

「色が見える仕組み」についての解説

「40人学級には、色弱の生徒が1人いる」と言われています。カラーユニバーサルデザインの普及活動を続ける講師が、「色弱の生徒がどのような色を見て、どんなことに困っているか」について、ご自身も色弱である経験を交えて解説しました。色弱の生徒は、「袋の中に緑色のあめ玉は何個入っているか」という問題に答えられません。「問題文に色の名前を書いたり、模様や形状で差をつける」という実践的な工夫の紹介などを通じ、学校での配慮と指導方法について多くの学びがありました。また、色使いをシミュレーションできるWEBアプリや、色弱の生徒が判別可能なチョークの紹介など、参加者の行動の起点にもなる貴重な講座となりました。

【受講者の感想より】

- 色弱の生徒がどのように見えているのか、実際に分かってとても良かったと思います。生徒に分かりやすい教材作りを心掛けたいと思います。
- 色弱の生徒がこれだけ多くいることに驚きました。全教員が知ることが必要だと思います。医学的な説明もあり、とても良い講義でした。

◆アクティブ・ラーニング型教材

「お金のキホン」を使った「家計管理」の授業を体験!



講師

学校法人 桐蔭学園 教諭
佐藤 誠紀氏

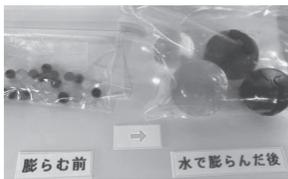
参加者が家計管理アドバイザーになって、一人暮らしのプランを考えるワーク

桐蔭学園では全ての教科でアクティブ・ラーニングを実施しています。同校の家庭科教諭である講師の指導で、「家計管理アドバイザーになる」、「お金と生活というテーマで質問を作る」という2つのアクティブ・ラーニング型授業を体験しました。「2割程度の授業をアクティブラーニング型の授業に変えてみる」、「グループワークの前後には、個人で考えたり振り返ったりする時間を作り、個⇒協働⇒個という授業の流れをつくる」というポイント紹介に、納得する参加者の様子が伺えました。

【受講者の感想より】

- 生徒が主体的に学ぶという点で、質問作りはとても有効だと思いました。先生の話し方が上手で、そういった点も授業作りには大切だと感じました。
- 我々もアクティブラーニングできました。意見交換は楽しいです。生徒にも還元したいです。

◆「子供や若者に多い商品・サービスに関わる事故」と商品テスト施設の見学



講師
独立行政法人 国民生活センター
商品テスト部
小坂 潤子氏
水で膨らむ樹脂ボール

日常生活の思わぬところに製品事故は潜んでいます。消費生活センターなどに寄せられた相談を基に、商品テストを行っている同センターの相模原事務所を訪問しました。前半は、水で膨らむ樹脂ボールや強力磁石など、事故が発生した製品等を手に取った上で、具体的な事故事例の説明を聞きました。参加者は思わぬところで事故が起きることに驚いていました。後半のテスト施設見学では、ガスコンロ付近でスプレー缶を噴射する実験などを見学し、火災に繋がる危険性を身を持って体験しました。被害に遭った時は、「次の被害を防ぐためにも、消費生活センターに相談する」ことの大切さを実感できる講座でした。

【受講者の感想より】

- 知ることの大切さを改めて感じました。また、被害に遭ったときにしっかりと行動する必要性を強く感じました。
- 施設見学では、実験の様子やその趣旨も聞いて理解が深まりました。

◆機能性繊維を知って、商品選択力をアップ！



講師
日本女子大学家政学部通信教育課程
生活芸術学科 特任教授
工藤 千草氏
乾燥した布と濡れた布の保温性を調べる実験

衣料品店には、「吸湿速乾」「形態安定」「紫外線遮蔽」などの機能を掲げる衣類が溢れています。繊維の解説と実験を通し、目的に合った商品選択をする為のポイントを学びました。授業で簡単に実施出来て、短時間で結果がわかる6種類の実験を通し、深い理解が得られる体験型講座になりました。

【受講者の感想より】

- 実感を伴って理解できたからこそ、日常生活で学んだ視点から商品を選ぶ時に自然と考えられるようになると思います。授業でも実験を取り入れながら楽しく学んでいこうと思いました。
- 濡れている衣類を着続けているとどれ位体温が下がるかという実験は、家庭科のみでなく保健の授業や特別支援学校での生活の授業でも効果があると思いました。ウォームビズやクールビズ、機能性衣料等、様々な効果をうたった衣料が溢れている中で、どのような表示を見て肌着を買えば良いか大変勉強になりました。

各講座の受講者数

No.	分野	講座テーマ	受講者数
1	概論	主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)の消費者教育の実践方法	96
2	消費者市民社会	消費者の声が社会に影響を与える消費者市民社会～批判的思考と批判の違いについて考えよう～	46
3	消費者教育	民法の成年年齢引下げに伴う学校への影響と学校で行いたい消費者教育	111
4	消費者教育	18歳成人時代における消費者教育の実践	84
5	契約	東京都に寄せられる若者相談事例と解決方法を学ぼう	68
6	衣	機能性繊維を知って、商品選択力をアップ！	98
7	食	正しく知ろう！食品の安全～食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーション～	66
8	ユニバーサルデザイン	色覚の多様性への理解を深め、暮らしやすい社会の実現へ	130
9	環境と経済	持続可能な社会を作るために～絶体絶命から世界一愛される会社を目指して～	58
10	環境	エシカル消費が学べるワークショップ体験	72
11	情報	情報セキュリティ啓発教材「ネットのあやしいを見分けよう」を体験！	82
12	金融	アクティブ・ラーニング型教材「お金のキホン」を使った「家計管理」の授業を体験！	101
13	製品安全	「子供や若者に多い商品・サービスに関わる事故」と商品テスト施設の見学	39
14	IT	スマホやインターネット利用時のトラブル事例と回避策について～スマホ実機体験講座～	46
15	家電リサイクル	SDGs「家電リサイクル」で持続可能な社会の実現を！！	43
16	食品	パナナで考える消費者教育	47

(参照 HP「東京くらしWEB」こんなところにとらぶるの芽No.79 2019年7月より)



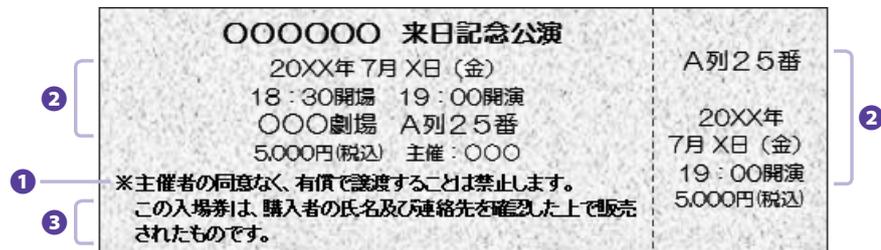
ご存知ですか? 「チケット不正転売禁止法」

チケットの高額転売等を禁止するため、「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」(通称「チケット不正転売禁止法」)が2019年6月14日から施行になりました。この法律により、チケットの不正転売やそれを目的としたチケットの譲り受けが禁止されます。

対象となるチケット(特定興行入場券)とは?

この法律では、日本国内で行われる映画、演劇、演芸、音楽、舞踊などの芸術・芸能やスポーツイベントなどのチケットのうち、不特定又は多数の者に販売され、かつ、次のいずれにも該当するものが対象となります。

- 1 販売に際し、興行主の同意のない有償譲渡を禁止する旨を明示し、その旨が券面(電子チケットは映像面)に記載されているもの
- 2 興行の日時・場所、入場資格者又は座席が指定されたもの
- 3 販売に際し、入場資格者又は購入者の氏名及び連絡先(電話番号やメールアドレス等)を確認する措置が講じられており、その旨が券面等に記載されているもの



禁止される行為は?

1. チケットを不正転売(※)すること
2. チケットの不正転売を目的として、チケットを譲り受けること

※興行主の事前の同意を得ずに、繰り返し継続して行う意思を持って、もとの販売価格より高い価格でチケットを転売すること。事業者だけでなく個人も罰則の対象となり、違反者には1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその両方が科されます。

★チケットの利用条件を確認しましょう

チケットの転売が規約により禁止されている場合があり、転売されたチケットでは会場に入れないことがあります。興行主によるチケットの利用条件をよく確認しましょう。

★正規(公式)のリセールサイトを利用しましょう

興行主や興行主の同意を事前に得ている正規(公式)のリセールサイトがある場合、公演等に急遽行けなくなってチケットを転売したり、転売チケットを買ったりする際は、このリセールサイトを利用しましょう。チケットが定価で売り買いできるだけでなく、公演が中止や延期になった時には、払い戻しなどの補償もきちんと受けられます。

なお、公式サイトであるかのような表示をしているチケット転売仲介サイト等もありますので、注意が必要です。

チケットの転売や、
転売チケットを
買うときの注意